

鶴岡市農業委員会第16回東部農地部会議事録

日時 場所	令和4年3月10日(木) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室		
出席 農業委員	1番 石井 光明 4番 佐藤 みほ 8番 金野 匡良	2番 渡部 長和 6番 大沼 恒司 10番 佐久間 豊	3番 小林 義一 7番 高橋 好博
出席 推進委員	1番 森 秀弘 4番 井上 佳奈子 8番 丸山 伸一 11番 佐々木 貢昌 14番 亀井 龍夫	2番 石川 守 5番 碓氷 伸 9番 高橋 文雄 12番 鈴木 聡 15番 清野 吉喜	3番 齋藤 功 7番 高橋 聡 10番 前田 浩 13番 伊藤 由紀子
遅参委員	なし		
早退委員	なし		
欠席委員	5番 工藤 久子委員 9番 新館 登委員 6番 齋藤 力推進委員		
事務局	局長 佐藤 友志 専門員 北山 武徳 羽黒分室調整主任 匹田 久雄 朝日分室主査 若生 文子	局長補佐 池原 政志 調整主任 金内かんな 櫛引分室調整専門員 伊藤 淳	主査 黒井 布美 主事 齋藤 柗士
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会 		
	開 会 午前 9 : 3 0		
議 長	<p>本日の欠席届は、5番 工藤 久子委員、9番 新館 登委員、6番 齋藤 力推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第16回東部農地部会を開会いたします。</p> <p>はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。</p>		
	(異議なしの声あり)		
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 石井 光明委員、2番 渡部 長和委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>		
	(異議なしの声あり)		

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 許可を要しない農地の転用について 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第3号 許可を要しない農地の転用について≫
議 長	<p>ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の説明を求めます。</p>
	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
議 長	<p>ありがとうございます。3条案件ですので現地調査の報告をお願いします。 4番 井上 佳奈子 推進委員。</p>
4 番 推 進 委 員	<p>4番推進委員、井上です。藤12番について報告します。この農地は所有者の■■■■さんと受け手の■■■さんが、一度3条で売買契約を結ぼうとした農地ですが、■■■さんが亡くなり、相続人が皆相続放棄をしたため、白紙になっていたものです。今回管財人が選定され、結局■■■さん以外に取得するものがないため、裁判所の審判を経て、売買することになりました。受人は今までもいろいろな方から農地を取得し、耕作しております。農地法第3条第2項各項の許可要件には該当しないことを報告いたします</p>
議 長	<p>ありがとうございます。羽黒分室。</p>
羽 黒 分 室	<p>本来は議案提案の時に、一緒に説明するべきだったところですが、担当者がそれをとばしてしまったということなので、羽21、22の受け手の株式会社丸山畜産ですが、このたび農地所有適格法人の審査を受けて、新たに農地を取得することになった法人でございます。別紙の方で、一枚資料がありますので、そちらの方を読み上げて確認させていただきたいと思っております。法人形態要件ですが、株式会社公開会社でないものということで適、事業要件農業関連事業を含む、売り上げ割合100%で適、議決権要件農業関係者割合100%適、役員要件ア農業従事者割合100%、イ農業従事者2名適、参考ということで、この法人はこれまで代表者が個人経営家族経営としていた畜産事業を主に営むところをメインに、今後の経営の複合化・安定化を図るということで法人の方に移行するというので今回農地所有適格法人となったものでございます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。11番 佐々木 貢昌 推進委員。</p>

11 番 推 進 委 員	<p>11 番推進委員の佐々木です。櫛 24 の案件につきまして、出し手の■■さんのお父さんが亡くなった後に手が回らないので、近隣の耕作者に声がかかったものです。受け手は現在黄桃や柿・山菜などを作付けいたしております。以上農地法第 3 条第 2 項の各項には該当しないと報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。高橋委員。</p>
7 番 推 進 委 員	<p>高橋です。羽黒の案件の羽 20、新規就農した■さんが柿畑を借りるわけですが、道路を挟んで隣接するところに、柿畑を経営しております、農地法第 2 条の第 2 項には該当しないのでよいと思います。あと 21 番、22 番につきましても、先ほど匹田さんから報告ありました通り、親子間というか、株式会社丸山畜産として経営してきたということでなんら問題はないと報告させていただきます。23 番につきましては、親子間の貸借でありますので、今まで通りということで、農地法第 3 条第 2 項には該当しないものと報告させていただきます。羽黒 24 につきましても■■さんという新規就農の方が細谷のところを農地として畑と田圃にハウスが建っている所ですが、管理していくということで、第 3 条第 2 項には該当しないということで報告させていただきます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いします。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>全員賛成により議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について原案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 一体利用農地等の指定申出について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>(説 明) 《 議案第 2 号 一体利用農地等の指定申出について 》</p>
議 長	<p>ありがとうございます。これは現地調査の報告案件でありますので、現地調査を担当の委員お願いいたします。高橋委員。</p>
7 番 推 進 委 員	<p>高橋です。一体利用農地等利用計画書というのが提案されておまして、土地購入費として事業費として 100 万これは宅地も合わせての金額となります。機械購入費としては 40 万、その他 10 万ということで、畑でじゃがいも、大根、トマト、豆類として大豆、黒豆を栽培したいということとなっております。令和 3 年までは、自己保全管理みたいな状況で畑として利用されてない状態ですけども、今度新しく借りる■さんという方が畑をやりたいということで、その宅地も一緒に買うということで、許可要件を満たしていると思いますので、審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いします。</p>
	<p>(発言者なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号 一体利用農地等の指定申出について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員賛成)</p>

議 長	全員賛成により議案第2号 一体利用農地等の指定申出について原案通り決しました。続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《 議 案 第 3 号 農 地 法 第 5 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に つ い て 》
議 長	ありがとうございます。これは5条案件でありますので、現地調査の方を担当の委員の報告をお願いいたします。佐々木推進委員。
11 番 推 進 委 員	推進委員11番佐々木です。この櫛5の案件につきまして、3月4日の午後5時半より鈴木委員とわたし、それから事務局2名で積雪のためにて地図にて確認いたしました。この渡会電気土木さんの木材置き場にするというものでありまして、周辺の農地に影響はなく、問題がないことを確認いたしましたので報告いたします。
議 長	ありがとうございます。それでは審議にはいります。質疑のある方挙手をお願いいたします。
	(発 言 者 な し)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全 員 賛 成)
議 長	全員賛成により、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《 議 案 第 4 号 農 用 地 利 用 集 積 計 画 (案) の 決 定 に つ い て 》
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いいたします。石井委員。
1 番 委 員	1番石井です。31ページの羽108の案件は私に関係するものでありますので、退席許可をお願いいたします。
議 長	退出を許可します。
	(1 番 委 員 退 室)
議 長	それでは、議案第4号31ページ羽108にのみ審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発 言 者 な し)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第4号31ページ羽108の賛成の委員の挙手を求めます。
	(全 員 賛 成)
議 長	全員賛成により、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定についての羽108については、原案通り決しました。 1番石井委員の入室を許可します。
	(1 番 委 員 入 室)
議 長	はい、金野委員。

8 番 委 員	8 番金野です。議案第 4 号 57 ページ機羽 95 に関する案件は私に関するものでありますので退出許可をお願いします。
議 長	退出を許可します。
	(8 番委員 退室)
議 長	それでは、議案第 4 号 57 ページ機羽 95 にのみ審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 4 号 57 ページ羽 95 の賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定についての機羽 95 については、原案通り決しました。8 番金野委員の入室を許可します。
	(8 番委員 入室)
議 長	引き続き審議を行います。議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定についてのうち、31 ページ羽 108 と、57 ページ羽 95 を除いた部分について審議いたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定についてのうち、31 ページ羽 108 と 57 ページ羽 95 を除いた部分について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) の決定については原案通り決しました。つづきまして、議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について≫
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 5 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) については、原案通り決しました。つづきまして、議案第 6 号 利用状況調査に係る非農地の判断について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 6 号 利用状況調査に係る非農地の判断について≫

議	長	それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いいたします。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第6号 利用状況調査に係る非農地の判断について賛成の委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成により、議案第6号 利用状況調査に係る非農地の判断については原案通り決しました。 以上で本日の審議はすべて終了しました。 続きまして、農業者年金の裁定請求について 事務局より報告をお願いいたします。
事	務	局
		(説 明) 《 農 業 者 の 裁 定 請 求 に つ い て 》
議	長	報告事項ではありますが、みなさんご質問はありませんか。
		(発言者なし)
議	長	ないようですので、これを持ちまして第16回東部農地部会を終了いたします。
		閉 会 午前10:20
議	長	<p>議 長 _____ 佐久間 豊 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 石井 光明 _____</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 渡部 長和 _____</p>